

○伊達市乳幼児等医療費の助成に関する条例施行規則

昭和48年10月 1 日

規則第22号

改正 昭和53年11月30日規則第30号
平成 6 年12月26日規則第56号
平成10年 3 月26日規則第 5 号
平成13年 3 月27日規則第 8 号
平成14年 9 月27日規則第25号
平成16年 7 月26日規則第32号
平成17年 6 月15日規則第27号
平成17年 9 月 9 日規則第31号
平成18年 9 月25日規則第114号
平成19年12月25日規則第70号
平成20年 3 月28日規則第15号
平成20年 9 月19日規則第29号
平成20年12月26日規則第46号
平成24年 5 月30日規則第29号
平成27年12月30日規則第47号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊達市乳幼児等医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(一部負担金等)

第 2 条 条例第 2 条第 5 項の規定による一部負担金は、次のとおりとする。

(1) 受給者が3歳未満（3歳に達する日の属する月の末日までの期間を含む。）又はその属する世帯員全員が市町村民税非課税者の場合

初診時一部負担金として、医科診療に係るときは初診 1 件につき580円、歯科診療に係るときは初診 1 件につき510円とする。

(2) 前号以外の場合

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）第67条第 1 項第 1 号の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療被保険者が同法の規定により負担すべき額（基本利用料及び食事療養標準負担額を除く。）に相当する額から高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第14条の規定の例により算定した高額療養費に相当する額を控除した額とする。この場合において、同条第 1 項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は令第15

条第1項及び第2項の規定にかかわらず44,400円とし、令第14条第3項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は令第15条第3項の規定にかかわらず12,000円とする。

2 前項第2号の場合であって、受給者が条例第2条第6項に規定する基本利用料を負担した場合には、当該基本利用料を加算した額で算定するものとする。

(条例第3条第3号に規定する所得の額等)

第3条 条例第3条第3号に規定する所得の額並びに所得の範囲及び所得の額の計算方法は、別表によるものとする。

(附加給付金の徴収)

第4条 条例第4条第1項に規定する附加給付金は、市長が受給者の加入している医療保険各法による被保険者、組合員又は加入者（以下「被保険者等」という。）から附加給付金の受領に関する委任を受けて、被保険者等の所属している保険者から当該附加給付金の支払いを受けるものとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、別に定める方法により支払いを受けることができる。

(条例第4条第2項に規定する額等)

第5条 条例第4条第2項に規定する額及び計算方法並びに負担区分等は、令第15条第3項（同項第2号に掲げる者については同項第1号を適用する。）に規定する額とする。

(受給者証の交付申請)

第6条 条例第5条に規定する申請書は、乳幼児等医療費受給者証交付申請書（様式第1号）及び乳幼児等医療費受給者証交付申請世帯調書（様式第1号の2）によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 医療保険各法による被保険者証、組合員証又は加入者証

(2) 条例第3条第3号に規定する保護者の所得の状況を明らかにする書類

(3) 第2条第1項第1号に規定する者（その属する世帯員全員が市町村民税非課税者に限る。）

にあつては、世帯員全員が市町村民税非課税者であることを確認できる書類

3 市長は、前項の規定にかかわらず、申請書に添付すべき書類の内容が公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させ、又は特に必要があると認めるときは、他の書類を添付させることができるものとする。

(受給者証の交付等)

第7条 市長は、条例第6条の規定により受給者であることを認めるときは、乳幼児等医療費受給者台帳（様式第2号）に登録するものし、同条の規定により交付する受給者証は、乳幼児等医療費受給者証（様式第3号。以下「受給者証」という。）によるものとする。

2 前項の受給者証は、毎年更新するものとし、その有効期間は8月1日から翌年7月31日までとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

3 市長は、条例第6条の規定による審査の結果、条例第3条の規定に該当しないことを確認したと

きは、乳幼児等医療費受給者証交付申請却下通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

- 4 受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、乳幼児等医療費受給者証再交付申請書（様式第5号）を市長に提出し、再交付を受けなければならない。

（助成の方法）

第8条 条例第8条第1項に規定する医療費の助成額の支払いは、当該保険医療機関等が乳幼児等医療費及び取扱手数料請求書（様式第6号）を市長に提出することにより行うものとする。

- 2 条例第8条第2項に規定する医療費の助成額の支払いは、受給者の保護者が乳幼児等医療費助成申請書（様式第7号）に当該保険医療機関等で発行する一部負担金等を領収したことを証明する書類を添えて、市長に提出することにより行うものとする。

- 3 市長は、当該医療費の助成を決定したときは、乳幼児等医療費及び取扱手数料決定通知書（様式第8号）又は乳幼児等医療費助成金支給決定通知書（様式第9号）により当該請求者又は申請者に通知するものとする。

- 4 市長は、第2項の規定により申請書を提出した受給者が助成の対象でないことを確認したときは、乳幼児等医療費助成申請却下通知書（様式第10号）により当該申請者に通知するものとする。

（届出）

第9条 条例第10条第1号及び第3号の規定による届出は乳幼児等医療費受給資格内容変更届出書（様式第11号）により、同条第2号の規定による届出は乳幼児等医療費受給資格喪失届出書（様式第12号）により行うものとし、当該届出書には受給者証を添付するものとする。

（届出がない場合の受給事由の消滅の処理）

第10条 市長は、条例第10条の規定による届出がない場合において、公簿等により受給者が条例第3条の規定に該当しなくなったこと又は死亡したことを確認したときは、職権で受給事由の消滅の処理を行うことができる。

- 2 市長は、前項の処理を行ったときは、乳幼児等医療費受給事由消滅通知書（様式第13号）により、受給事由を消滅させられた者に通知しなければならない。

附 則

この規則は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則（昭和53年11月30日規則第30号）

この規則は、昭和54年1月1日から施行する。

附 則（平成6年12月26日規則第56号）

この規則は、平成7年1月1日から施行する。

附 則（平成10年3月26日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、平成10年1月1日から適用する。

附 則（平成13年3月27日規則第8号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

ただし、第1条の次に1条を加える改正規定及び別表を加える改正規定は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成14年9月27日規則第25号）

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成16年7月26日規則第32号）

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17年6月15日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年9月9日規則第31号抄）

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

2 この規則の施行の日から平成18年7月31日までの間に交付する乳幼児医療費受給者証についてのこの規則による改正後の伊達市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則第7条第2項の規定の適用については、同項中「8月1日」とあるのは「10月1日」とする。

附 則（平成18年9月25日規則第114号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年12月25日規則第70号）

この規則は、平成20年1月4日から施行する。

附 則（平成20年3月28日規則第15号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月19日規則第29号）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成20年12月26日規則第46号）

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成24年5月30日規則第29号）

1 この規則は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

2 平成24年4月1日から同年5月31日までの分の医療に関する経費の助成については、別表の規定中、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

児童手当施行令（昭和46年政令第281号）第1条に定める額	児童手当法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第113号）による改正前の児童手当法施行令（昭和46年政令第281号。以下この項において「旧児童手当法施行令」という。）第11条において準用する同令第1条に定める額（同令第11条において読み替えた後の額）
-------------------------------	--

児童手当法施行令第2条	旧児童手当法施行令第11条において準用する同令第2条
児童手当法施行令第3条	旧児童手当法施行令第11条において準用する同令第3条

附 則（平成27年12月30日規則第47号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の伊達市乳幼児等医療費の助成に関する条例施行規則様式第1号、様式第5号、様式第7号、様式第11号及び様式第12号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第3条関係）

第3条に規定する所得の額並びに所得の範囲及び所得の額の計算方法

1 所得の額

所得の額は、前年の所得（1月から7月までの分の医療に関する経費の助成については、前々年の所得とする。）とし、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第1条に定める額とする。

2 所得の範囲及び所得の額の計算方法

- (1) 所得の範囲は、児童手当法施行令第2条の規定によるものとする。
- (2) 所得の額の計算方法は、児童手当法施行令第3条の規定によるものとする。